

毎週火、金曜日発行(但休日に変更あり) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
 ◇告示 昭和三十九年度に許可すべき指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐面積の限度
 奥日野県立公園の指定
 三朝東郷湖県立公園の区域の変更

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次の第四章第五節中「第十一款 家畜保健衛生所(第三百三十四条・第三百三十五条)」を「第十一款 家畜保健衛生所(第三百三十四条・第三百三十五条の二) 家畜保健衛生所(第三百三十五条の三・第三百三十五条の四)」に改める。

第十二条畜産課の項第十二号中「家畜保健衛生所」を「家畜保健衛生所、種畜場」に改める。

第三百三十四条の表中「鳥取県鳥取家畜保健衛生所」を

市 鳥取市及び岩美郡 を 鳥取県鳥取家畜保健衛生所

鳥取市 鳥取市、岩美郡及び気高郡 に改め、 鳥取

県浜村家畜保健衛生所 気高郡気高町 気高郡 を削り、

鳥取県倉吉家畜保健衛生所 倉吉市 倉吉市及び東伯郡 を

鳥取県倉吉家畜保健衛生所 倉吉市 倉吉市及び東伯郡(た

だし、病性鑑定室の分掌事務に係る管轄区域は、鳥取県の区域とする。)に改める。

第百三十五条の次に次の一条を加える。

(内部組織)

第百三十五条の二 鳥取県倉吉家畜保健衛生所に病性鑑定室を置く。

第四章第五節第十一款の次に次の一款を加える。

第十一款の二 種畜場

(設置)

第百三十五条の三 種畜場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県種畜場		鳥取市	

(分掌事務)

第百三十五条の四 種畜場は、家畜改良を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 家畜の改良指導に関する事。

二 種雄畜の繋養及び精液の配付に関する事。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第百二十九号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和三十九年度における指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐による伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和三十九年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類

同一の単位とされる保安林の所在場所

皆伐面積の限度

備

考

水源かん養保安林	鳥取市、岩美郡、気高郡一円	一五一・七四	単位区域名 鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡、河原町及び郡家町	九一・九六	岩美
"	岩美 岩美	三・八〇	国府
"	" 国府	〇・〇二	福部
"	鳥取 福部	三四・七一	鳥取
"	鳥取 一	・六八	気高
"	気高 気高	一一・一三	鹿野
"	" 鹿野	〇・〇三	青谷
"	" 青谷	二・五〇	
干害防備保安林	岩美 岩美	六・六六	
"	鳥取 一	四・九二	
"	気高 鹿野	二・四二	
"	" 未用	〇・四〇	河原
土砂流出防備保安林	八頭 河原	四・七〇	郡家
"	" 郡家	〇・六〇・四二	八頭地区
水源かん養保安林	八頭郡の内河原町及び郡家町を除く地域		

土砂流出防備保安林	日野	江府	二・四四	江府
"	溝口		三・七九	溝口
"	伐株	大谷奥	〇・〇五	大谷奥
"	西伯	法勝寺	〇・八二	法勝寺
"	"	長田	二・二〇	孝靈山
"	"	赤松	〇・〇六	門野
千害防備保安林	大山	宮内ほか	一一・一八	宮内、坊領
"	西伯		三・五七	西伯
"	岸本		四・六六	岸本
"	会見		一・三二	会見
"	米子	車尾	〇・一〇	米子
"	中山		〇・一〇	中山
土砂流出防備保安林	西伯	大山	三・九二	大山
水源かん養保安林	米子市、境港市、西伯郡一円	米子地区	四一八・三二	米子地区
"	日野郡、溝口町及び江府町		〇・一八	
"	"	倉坂	三・六九	
"	"	福永	一・六五	
"	"	野田	〇・一八	
"	"	奥山湯頭		
"	"	奥山次一東平		

土砂流出防備保安林	八頭	若桜	一・六一	若桜
"	智頭		一・六八	智頭
"	船岡		・五二	船岡
"	用瀬		一・五一	用瀬
水源かん養保安林	倉吉市及び東伯郡一円	倉吉地区	四三〇・一八	倉吉地区
土砂流出防備保安林	倉吉		一七・二八	倉吉
"	東伯	東伯	二三・九五	東伯
"	三朝	三朝	九・九七	三朝
"	関金	関金	一〇・一八	関金
"	東伯	東伯	七・七五	東伯
千害防備保安林	倉吉	志津	〇・一五	
"	"	栗尾	一・一七	
"	"	大原	〇・三三	
"	東伯	宮内	〇・〇二	
"	大柴	大谷	〇・九五	
"	東伯	槻下	〇・〇四	
"	"	金屋	〇・三四	
"	"	杉地	〇・四五	

水源かん養保安林	日野郡の内日野町及び日南町	八六四・〇一	日野地区
土砂流出防備保安林	日野 日野	〇・七八	日野
"	日南	一・三四	日南
干害防備保安林	八頭 船岡 殿	〇・二〇	
"	"	〇・一三	
"	"	〇・六六	
"	水口	〇・五一	
"	"	〇・七〇	
用瀬 赤波	喜才谷山 明見谷東平 血見谷東平 池ノ内下平		

鳥取県告示第三百三十号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第三条第一項の規定により、次の区域を奥日野県立公園に指定する。

区域図は、鳥取県商工労働部観光課及び関係町役場に備えて供覧する。

昭和三十九年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 区域の所在地 日野町、日南町

二 区域図(省略)

鳥取県告示第三百三十一号

鳥取県立自然公園条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第二号)第四条において準用する第三条第一項の規定により、三朝東郷湖県立公園の区域を次のとおり変更する。

区域図は、鳥取県商工労働部観光課及び関係市町役場に備えて供覧する。

昭和三十九年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更(拡張)区域の所在地 倉吉市(大平山)

二 区域図(省略)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価 一部月極二五〇円(送料共)〕